

ASEAN 共同体形成の現状と展望

石川 幸一 Koichi Ishikawa

亜細亜大学アジア研究所 教授
 (財)国際貿易投資研究所 客員研究員

ASEAN は、2007 年の首脳会議で共同体創設を 2015 年に 5 年繰り上げた。経済共同体は共同市場という具体像があり、AFTA、AFAS、AIA などの枠組みにより具体的な措置が実施されている。しかし、安全保障共同体と社会文化共同体は経済共同体に比べると具体像が欠け、また、措置の実施も遅れており、共同体ビジョンの一層の具体化が必要である。ASEAN 共同体を計画通り実現するためには、共同体に向けての協定や宣言、行動計画などの合意と決定を着実に実行することが不可欠である。そのため、機構としての ASEAN の強化を目的とする ASEAN 憲章の起草の決定は極めて重要である。本論では、2007 年の第 12 回首脳会議での決定の意義を検討するとともに、ASEAN 共同体の基礎となる経済共同体に向けての地域統合の現状を評価し、最後に ASEAN 共同体とは何かについて考察する。

1. 歴史的転換点を迎えた ASEAN

ASEAN は、2007年1月13日、フィリピンのセブ島で第12回首脳会議を開催した。当初は2006年12月に予定されていたが、台風の襲来により延期されたものである。第12回首脳会

議では、20を数える多くの宣言と協定、議定書などが調印された(注1)。その中で重要なのは、ASEAN 共同体を5年前倒しし2015年に創設すると決定したことと、ASEAN 憲章の制定に向けて一歩踏み出したことである。

ASEAN 共同体は、2003 年の第二

ASEAN 協和宣言により 2020 年に創設することが決まっていた。このうち、経済共同体は 5 年早く 2015 年に創設することが 2006 年の経済閣僚会議で合意されており、首脳会議で決定されることになっていた。しかし、ふたをあけてみると経済共同体だけでなく、「ASEAN 共同体の創設を 2015 年までに加速するセブ宣言」により、安全保障共同体と社会文化共同体を含む ASEAN 共同体が 2015 年に創設されることが合意された(注 2)。共同体創設に向け、現在、2004 年から 2010 年の中期計画としてピエンチャン行動計画により多くのプログラムが実施されているが、5 年早まったことにより、行動計画の着実な実施と 2011 年以降の行動計画の策定が進められると思われる。

もう一つの重要な合意は、賢人会議の報告を受けた ASEAN 憲章の起草作業の開始の決定である。ASEAN は、2005 年の首脳会議で ASEAN 憲章の制定に向け、賢人会議を設置し検討を行ってきた。今回の首脳会議では、賢人会議の報告を承認するとともに、「ASEAN 憲章の指針に関するセブ宣言」に調印、2007 年 11 月

にシンガポールで開催される第 13 回首脳会議までに高級レベルタスクフォースが起草作業を完了することを指示した(注 3)。

賢人会議報告書は、ASEAN が創設 40 年を経て最も成功した地域機構となったが、今後も地域協力の推進力であり続ける保証はないとし、中国とインドの台頭および他の地域との関係の拡大によりもたらされた挑戦と機会に取り組むことにより、ASEAN を強化するために、表 1 のような提言を行っている(注 4)。

ASEAN は、ASEAN 方式 (ASEAN Way) と呼ばれた意思決定方式を採用してきた(注 5)。コンセンサス方式、内政不干渉、緩やかで曖昧な合意などに特徴づけられる ASEAN 流の意思決定方式は、経済格差や政治・社会・文化面の相違が大きく、様々な対立があった ASEAN の統一を維持しながら協力を進める面では効果があった。しかし、首脳会議や経済閣僚会議などでの合意と決定が実行されないことがあるという問題があり、実効性の向上が課題となっていた。事務局による合意事項実施の監視と不履行への権利停止などの

表 1 賢人会議報告書の提言

<p>(ASEAN 共同体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ASEAN 首脳会議を ASEAN 評議会 (Council) として年 2 回以上開催する ・ 安全保障共同体評議会、経済共同体評議会、社会文化共同体評議会を設置する <p>(決定事項の実施メカニズム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紛争解決メカニズムの創設 ・ 事務局による合意と行動計画の実施のモニタリング ・ ASEAN の目的、原則、合意への重大な違反や不履行に対しては、除名を含む、権利、特権の停止などの措置をとる <p>(組織強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局次長を 2 人から 4 人に増員 ・ ジャカルタに加盟国は恒久的な代表をおく ・ 対話国は ASEAN 大使を任命 ・ ASEAN に法人格を付与し、法的な行為を可能とする ・ ASEAN 研究所の創設 <p>(意思決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンセンサス方式を原則とし、特に、安全保障と外交政策のセンシティブな分野では、意思決定はコンセンサス方式による ・ 他の分野ではコンセンサス方式で決定が出来ない場合は投票による ・ 投票による場合は、単純多数決あるいは 3 分の 2 か 4 分の 3 の多数決により、決定する ・ 加盟国の権利停止については、当該国を除いた全会一致により決定する ・ 「ASEAN-X」、「2+X」方式の柔軟な適用 <p>(民衆志向の ASEAN)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加盟国の国会議員、市民・社会組織、民間ビジネス界、人権活動家、学界などの参加を拡大し、外交官と官僚のみにより構成されるエリートの組織から民衆が中心の組織にしてゆく <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 格差是正のための特別基金の創設 ・ 国連にオブザーバーとして公的な代表を確保する ・ ASEAN 旗、ASEAN 記念日、ASEAN 歌の制定

(出所) ASEAN Secretariat(2007) *Report of the Eminent Persons Group(EPG) on the ASEAN Charter*

罰則導入は、従来問題となっていた実効性の欠如を是正するものと期待される。また、投票による多数決、合意不履行や違反した場合の除名を含む罰則の導入などは、ASEAN の意思決定方式を非拘束的なものから拘束性の強いものの一変させよう。提案が憲章草稿にどの程度、取り入れられるかはわからないが、ASEAN

は歴史的な転換点を迎えつつあるといえよう。

2. ASEAN 共同体への道程

ASEAN 共同体創設に向けては、1992 年の ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) 合意以降、段階的に措置がとられ、進展している (表 2)。ASEAN

表 2 ASEAN 共同体への道程

1992年	ASEAN自由貿易地域(AFTA)合意
1993年	AFTA関税引下げ開始
1996年	ASEAN産業協カスキーム(AICO)発表
1996年	サービスに関する枠組み協定(AFAS)
1997年	ASEANビジョン2020
1998年	ASEAN投資地域(AIA)枠組み協定
1998年	ハノイ行動計画
1998年	相互承認枠組み協定
2000年	ASEAN統合イニシアチブ(IAI)合意
2001年	AIAを強化する議定書
2002年	ASEAN統合特惠システム
2003年	ASEAN第二協和宣言(バリ・コンコードⅡ)
2004年	ビエンチャン行動計画
2004年	優先分野統合のための枠組み協定とロードマップ
2007年	優先11分野の統合(ASEAN6)
2008年	資格相互承認協定
2010年	ASEAN6域内関税撤廃
	優先分野の域内サービス貿易自由化
	ASEAN域内投資自由化
2012年	優先11分野統合(CLMV)
2015年	CLMV域内関税撤廃
2015年	域内サービス貿易自由化
2015年	ASEAN共同体創設

(注) 2007年以降は目標

(出所) ASEAN 事務局資料により作成

共同体に通じるビジョンが初めて示されたのは、1997年12月の第2回非公式首脳会議で採択された「ASEAN ビジョン 2020」である（注6）。同ビジョンは、2020年のASEANについて、「外向きで、平和と安定、繁栄のうちに生存し（安全保障）、ダイナミックな発展における連携（経済）と思いやりのある社会の共同体（社会文化）に結合された東南アジアの国々の協調」というビジョンを示した。

ASEAN 共同体が目標となったのは、2003年10月の第9回首脳会議で採択された「第二 ASEAN 協和宣言」である。第二 ASEAN 協和宣言は、安全保障共同体(ASEAN Security Community: ASC)、経済共同体(ASEAN Economic Community: AEC)、社会・文化共同体(ASEAN Socio-Cultural Community: ASCC)より構成される ASEAN 共同体を目指すことを明らかにした。

2004年11月に開催された第10回首脳会議では、ビエンチャン行動計画(Vientiane Action Programme: VAP)が採択された。VAP は、ASEAN 共同体に向けてのハノイ行動計画(HAP)に次ぐ第2次中期計画であり、2004年から2010年までを対象としている。「統合

され、平和で思いやりのある ASEAN 共同体における繁栄と運命の共有に向けて」をテーマとして、ASEAN 共同体の3つの柱の戦略と目的を統合し関連づけるとともに、その実現のためのプログラムと行動計画として位置づけられている。VAP は、安全保障共同体は5、経済共同体は12、社会・文化共同体は4の戦略目標を提示しており、それぞれの戦略目標はさらに詳しい行動計画を含んでいる(表3)。

VAP の重要な合意は、経済共同体創設への戦略目標として11分野を優先的に統合することである。11分野は、①農産物加工、②自動車、③エレクトロニクス、④漁業、⑤ゴム製品、⑥繊維・衣類、⑦木製品、⑧航空、⑨e-ASEAN、⑩ヘルスケア、⑪観光である。優先分野の統合のための措置とスケジュールは、2004年の首脳会議で調印された「優先分野の統合のための枠組み協定」で明らかにされた。枠組み協定は、物品の貿易をはじめ、サービス貿易、投資、貿易・投資円滑化など広範な分野での統合への措置を明らかにしており、付属の分野別統合議定書により分野別の統合へのロードマップが示された。

表3 ビエンチャン行動計画における ASEAN 共同体の戦略目標

1	安全保障共同体	2.7	通信とIT
1.1	政治的発展	2.8	科学技術
1.2	規範の形成と共有	2.9	エネルギー
1.3	紛争防止	2.10	食糧・農業・林業
1.4	紛争解決	2.11	制度強化
1.5	紛争後の平和構築	2.12	対外関係
2	経済共同体	3	社会・文化共同体
2.1	11 優先分野	3.1	思いやりのある社会の建設
2.2	ASEAN投資地域(AIA)	3.2	経済統合の社会的影響の管理
2.3	物品の貿易	3.3	環境の保全
2.4	サービス貿易	3.4	ASEANのアイデンティティの推進
2.5	金融協力	4	開発の格差の縮小
2.6	輸送	5	実施メカニズム

(出所) Vientiane Action Programme

優先分野(木製品 165 品目、自動車 1103 品目、ゴム製品 270 品目、繊維 1183 品目、農産物加工 106 品目、漁業 177 品目、エレクトロニクス 1077 品目、e-ASEAN683 品目、ヘルスケア 245 品目)の品目数は 4275(HS8 桁)である。重複する品目が 736 品目あり、品目ごとに合計すると 5009 品目ある。ASEAN 事務局によると、優先分野は品目数で 40%、2003 年の域内貿易額の 50%超を占める。ただし、品目数の 15%はネガティブ・リストとして除外できるとなっており、合計で9カ国 5009 品目(HS8 桁)が指

定されている。これらの品目は、ASEAN6 は 2010 年、CLMV は 2015 年に関税が撤廃される。シンガポールのネガティブ・リスト品目はない。

優先統合分野は、分野別議定書が合意されており、統合に向けての措置と対象品目と例外(ネガティブ・リスト)が定められている。統合に向けての措置は、共通措置(Common Measures)と業種別に適用される分野別措置(Specific Measures)が提示され、すべての措置について実施機関と目標期限が示されている。実施機関は、ASEAN レベルの調整委員

会やタスクフォース、専門家委員会、ASEAN 商工会議所などである。共通措置は、「優先分野の統合のための枠組み協定」の項目と措置がほぼ同じである(表4)。共通措置の内容は、障壁や規制の撤廃から調査や計画の策定まで様々なレベルである。自由化に加え、規格の統一や相互承認、手続きの共通化など円滑化のための措置などが数多く実施されることになっている。

分野別措置は、業種により項目および措置数が異なっているが、規格と統一、相互承認、ASEAN 基準の作成、

国際規格との統一などが多い。ほかには、データベース作成、情報ネットワークの整備、物流インフラ整備、人材育成など産業発展のための基盤整備措置が多く提示されている。分野別には、観光と航空で進展がみられ、物流を12番目の統合分野として追加することが検討されている。

AFTA が最終段階に差し掛かっていることから、統合に向けての協力分野がサービス貿易や非関税障壁の撤廃と規格の統一、人の移動など円滑化に移ってきたことを示している。

表4 優先11分野統合への共通措置

1	関税撤廃	2007年(CLMVは2012年)関税撤廃
2	非関税措置	データベース作成と撤廃計画など
3	原産地規則	実質変更基準の採用を含む改善など
4	税関手続き	申告書の統一と簡素化、シングル・ウィンドウなど
5	基準と適合性	相互認証、規格の統一など
6	ロジスティクスサービス	複合輸送条約などの実施、陸送インフラ改善など
7	アウトソーシングと産業協力	アウトソーシング促進など
8	ASEAN特恵統合システム	対象品目拡大など
9	投資	制限措置の削減など
10	貿易投資促進	共同の促進事業など
11	ASEAN域内貿易投資統計	統計整備
12	知的財産権	協力の推進
13	ビジネスパースン・専門家などの移動	移動についての協定策定など
14	旅行の円滑化	ビザ免除、手続きの共通化
15	人的資源開発	教育・訓練

(出所) ASEAN 優先分野統合議定書により作成

3. 経済統合の現状

ASEAN の地域統合は、物品の貿易の自由化からサービス、人の移動の自由化に力点が移りつつあり、FTA から共同市場創設に目標が変化している。2007 年 1 月段階での現状をみておこう。なお、目標期限までに実施されていない合意もあり、目標年次が改定されたものは修正してあるが、実施状況不明なものは当初の目標のままとしてある(注 7)。

(1) 物品の貿易

1993 年に開始された AFTA は当初の目標の域内関税の 0-5% への切下げをほぼ実現し、2010 年(ASEAN6、CLMV は 2015 年)を目標に関税撤廃を進めつつあり、完成段階に入っている。ASEAN6 では製造業品はすべて自由化対象品目となっている。例外品目は文化財など一般的除外品目と米など一部農産物だけである。

2006 年 8 月の経済閣僚会議時の発表によると、ASEAN6 の IL (自由化対象品目) の 99.8% が 0-5% の関税率となった。さらに、IL のうち関税が撤廃された品目は 65.1% に達した。

ASEAN6 は、2005 年以降 TEL (一時的除外品目) はゼロとなっている。その結果、ASEAN6 の AFTA 平均関税率は、1993 年の 12.8% から 1.7% に低下した。ASEAN6 では、マレーシアが自動車関連 218 品目を残存させていたが、2005 年に IL に移行し、2006 年 3 月に自動車の CEPT 関税を完成車は 5% に引下げ、現地組立車は撤廃したことにより大きな障害はなくなった。

CLMV (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) は、90.7% の品目が IL に移行し、IL の 76.9% が関税率 0-5% となった。ベトナムは、2006 年 1 月に TEL の残存品目を IL に移行させ、ラオスは TEL に残存品目がなく、SL (センシティブ品目) に残る 1.9% の品目は 2008 年までに IL に移される。ミャンマーは、TEL には全品目の 0.7% を占める未加工農産物のみが残っており、カンボジアは、22.9% の品目が TEL に残っているが、2007 年までに IL に移行させることになっている。

関税撤廃は、ASEAN6 が 2010 年、CLMV が 2015 年である。優先 11 分野の関税撤廃は、ASEAN6 が 2007

年、CLMV が 2012 年と 3 年早くなっている。ただし、品目数の 15% を上限として例外品目をネガティブ・リストとすることが可能である。

課題は非関税措置 (NTMs) の撤廃である。NTMs については、データベースを 2004 年 6 月 30 日までに作成、貿易障壁となっている NTMs を 2005 年 9 月までに明示し、NTMs 撤廃プログラムの策定を 2006 年 8 月までに行うことが決められていた。優先分野の NTMs を 3 つのパッケージに分け、次のスケジュールで撤廃する。第 1 パッケージについては、ASEAN5 は 2008 年 1 月、フィリピンは 2010 年 1 月、CLMV は 2013 年 1 月。第 2 パッケージについては、ASEAN5 は 2009 年 1 月、フィリピンは 2011 年 1 月、CLMV は 2014 年 1 月。第 3 パッケージについては、ASEAN5 は 2010 年 1 月、フィリピンは 2012 年 1 月、CLMV は 2015 年 1 月 (一部 2018 年)。

(2) サービス貿易

サービス貿易は、関税率の引下げにより自由化の進展が客観的に把握できる物品の貿易と異なり、自由化の進

展状況を知ることが難しい。そのため、どのような措置が実施されているかを概観している。サービス貿易の自由化を進めているのは、1995 年 12 月に締結された ASEAN サービス枠組み協定 (ASEAN Framework Agreement on Service: AFAS) である。AFAS は ASEAN 域内のサービス貿易における市場アクセスと内国民待遇供与を段階的に改善するためのガイドラインを提示している。

優先分野のサービス貿易は、2010 年まで自由化を行うことになっており、その他の分野については、2005 年の首脳会議で 2020 年から 2015 年に前倒しされている。また、ロジスティックス (物流) が優先分野に追加されることが決まっており、優先分野は 12 分野となる。優先分野のサービス自由化は、合意事項を実施可能な国から実施する「ASEAN-X」方式で進められている。

2007 年 1 月に締結された優先分野の統合に関する枠組み協定の修正協定では、モード 1 とモード 2 の全ての制限の撤廃を 2008 年 12 月、モード 3 の外国企業の資本参加を 2010 年 12 月までに実現することが決め

られている。サービス貿易交渉は、1996年以降、4回の交渉(ラウンド)が行われ、その結果は自由化を約束した分野を示すパッケージとして発表されている(表5)。

第5パッケージには、ヘルスケア、情報通信技術、観光、建設、ビジネス・サービス、輸送、通信、教育のサブセクター83セクターのうち70セクターの自由化が含まれる。また、サービス貿易自由化を2015年から2007年に前倒しする検討も行われることになっている。2006年の経済閣僚会議で、サービス貿易自由化の第4ラウンド(2005年1月開始、2006年末終了)で交渉されている第5自由化パッケージの約束についての議定書を、2006年の首脳会議で

調印することが合意され、2007年1月に延期された首脳会議で調印された。

市場統合には、関税や税関手続きとともに円滑な物流が重要である。そのため、物流サービスが重点分野としてとりあげられ、物流(ロジスティックス)サービスでは、貨物輸送の円滑化についての枠組み協定(ASEAN Framework Agreement on the Facilitation of Goods in Transit)と複合輸送についての枠組み協定(ASEAN Framework Agreement on Multimodal Transport)が締結されている。この2協定の迅速な実施により、効率的なドア・ツー・ドアおよび国境を超える貨物輸送を促進するとしている。

表5 第4パッケージまでの自由化対象業種

空 運	航空輸送サービス、コンピュータ予約、修理・保守
ビジネス・サービス	IT サービス、会計、監査、法務、建築、エンジニアリング、市場調査
建 設	商業ビル建設、シビルエンジニアリング、据付工事、建設機械のレンタル
金 融	銀行、保険、証券、金融アドバイザーサービス、消費者金融
海 運	国際旅客貨物輸送、貯蔵・倉庫
通 信	公共通信サービス、移動電話サービス、ビジネスネットワークサービス、データ・メッセージ配信
観 光	ホテル、飲食店、ツアーオペレーター、旅行代理店

(出所) ASEAN 事務局資料により作成

サービス貿易自由化では、資格の相互承認が第4モードの人の移動の自由化のために重要であり、2008年12月31日までに相互承認条約(MRAs)の作成を加速するとしている。

(3) 投資

投資の自由化は、1998年10月の経済閣僚会議で締結されたASEAN投資地域(ASEAN Investment Area : AIA)協定に従い進められている。AIAは、2010年までにASEAN域内投資、2020年までに域外からの投資に対し全産業を自由化(開放)し、かつ投資家に内国民待遇を与えるものである。ただし、一時的除外リスト(Temporary Exclusion List: TEL)とセンシティブ・リスト(Sensitive List: SL)および一般除外リスト(General Exclusion List: GEL)で指定された産業は例外とする。TELは、段階的に削減されることになっている。

優先11分野について、2004年から「ASEAN-X」方式によりSL対象産業をTELに移行する。2004年からSLの投資制限措置を削減し、TELの投資制限措置をASEAN6につ

いては2010年12月31日、ベトナムは2013年、カンボジア、ラオス、ミャンマーは2015年までに撤廃することを決定している。

(4) 貿易円滑化

原産地規則を2006年12月31日までに、実質的変更基準を取り入れ、透明性が高く、予測可能で標準化されたものに改善する。通関の迅速化と手続きの簡素化のためにASEAN共通関税コード(AHTN : ASEAN Harmonised Tariff Nomenclature)を域外貿易に適用し、2007年12月31日までに税関申告書を統一する。2004年までにCEPT用のグリーンレーン(優先通関レーン)を完全導入し、2004年12月31日までにWTO関税評価条約の義務を完全実施するとともに、各国の税関がサービス約束を採用する。貿易文書の電子化を含むシングル・ウィンドウをASEAN6は2008年1月、CLMVは2012年1月までに導入する。

(5) 規格

相互認証協定と製品任意規格(product standard)および強制規格

(technical standard)の導入のために次のような措置をとる。2005年1月1日から優先業種へのMRAs導入を加速する。2007年1月より国家認証機関により承認されている検査機関の検査報告を各国が承認するように奨励する。2005年12月31日までに優先業種の任意規格を共通化する目標とスケジュールを決定する。2007年12月までに規格のハーモナイゼーションを実施し、2010年12月31日までに国際規格が利用できない場合、必要に応じ追加的に規格のハーモナイゼーションを行う。2010年12月31日までに強制規格の共通化あるいは導入。WTOの関連協定との整合性を確保し、2005年初めまでに経済共同体実現を進めるための基準統一協定を導入。

(6) 人の移動

ビジネスパーソンなどの移動については、2005年までにASEAN旅行カードの採用を含み、ビジネスパーソンの移動の円滑化協定を策定。2007年12月31日までにビジネスパーソン、専門家、プロフェッショナル、熟練労働者と特殊才能保持者の

移動円滑化のための協定を策定し、2008年12月31日までに資格の相互承認協定を完成させる。なお、看護師の資格についての協定が2007年の首脳会議で調印された。また、2005年の首脳会議時にエンジニアリングサービス相互承認協定が調印されている。

旅行の円滑化については、2004年12月31日までにASEANへの国際旅行者へのビザ発給を共通化、2005年までにASEAN国民の域内旅行者のビザを免除する。

4. ASEAN 共同体とは

ASEAN 共同体は、安全保障共同体、経済共同体、社会文化共同体の3つの共同体から構成される。このうち最も先行し、内容が具体化しているのは経済共同体である。

(1) 経済共同体

ASEAN 経済共同体は、2002年の首脳会議でシンガポールのゴー・チョク・トン首相が地域統合の次の段階として提案したものである。その狙いは、外国投資誘致だった(注8)。

ASEAN 経済共同体は、第二協和宣言では「物品、サービス、資本が自由に移動する」、「単一の市場および生産基地」とされている。2007年の首脳会議での議長声明では、「物品、サービス、投資、熟練労働の自由な移動と資本のより自由な移動」となっており、熟練労働の移動が加わっている。経済共同体は、人の移動を熟練労働者や専門職に限定した共同市場と考えられる。単純労働者の国境を超えた短期的な移動は、実態としてすでに起きているが、自由化の対象とはしていない。AFTA、AFAS、AIAの3つの協定を積み石(Building block)として経済共同体を実現していく戦略である。通関業務の円滑化、規格や資格の相互認証、紛争解決についても取組みが始められている。

AFTAの次の段階の統合として関税同盟もとりあげられている。シンガポールとブルネイはすでに対外関税を実質的に撤廃しているため、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイで関税同盟を形成し、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアで別に関税同盟を形成し、2つの関税同盟間でFTAを作るという

構想が提案されている(注9)。

(2) 安全保障共同体

安全保障共同体と社会文化共同体は、ASEAN経済共同体の提案から生まれたものである(注10)。安全保障共同体は、2003年のバリ首脳会議の議長国のインドネシアが積極的に提案し、第二協和宣言に盛り込まれたものである。その理由として、当時のASEAN事務局長だったロドルフォ・セベリーノは、自国産業の国際競争力に自信を持っていなかったインドネシアは急速な経済統合の進展に消極的であり、首脳会議の議論が経済共同体を中心とする経済問題に支配されることを懸念し、インドネシアが議長国として主導的な役割を担えなくなるだろうと考えていたため、政治と安全保障をテーマに入れ、経済問題とのバランスをとることを意図したと指摘している(注11)。

また、インドネシアは、自国の分離独立運動を行っているグループへの近隣国からの武器の流入に懸念を持っていたことなどもあげられる。2003年から2004年にかけての安全保障共同体の議論では、テロ、武器

の密輸と資金洗浄などへの懸念から、インドネシアは ASEAN 平和維持部隊(ASEAN peacekeeping force)の設立を希望しており、2012年までに設立することが ASEAN 安全保障共同体の行動計画の原案に入れられた。しかし、シンガポールとベトナムが平和維持部隊の創設は時期尚早であると主張して、行動計画案からは除外された(注12)。

安全保障共同体は、「包括的な政治・安全保障協力により地域における平和、安定、民主主義、繁栄を強化すること」をテーマとしている。対外的には、アジア大洋州地域の平和と安定を推進し、ASEAN 地域フォーラム(ARF)の推進力としての ASEAN の役割を強化するとともに対話国との関与を続ける。安全保障共同体は、次の5つの戦略目標に従って追求される。

①政治的發展：政治制度、文化、歴史の相互理解。人権の促進、自由な情報のための制度的枠組み。法の支配、法制度と法的なインフラ。効率的な行政、良い統治。ASEAN 民衆議会(APA)などの NGO の参加。汚職との戦い。

②規範の形成と共有：ASEAN 憲章制定。ASEAN 域外国の TAC への参加。南シナ海行動宣言の完全実施。東南アジア非核兵器地帯条約議定書の問題点の解決。ASEAN 相互法的支援条約、ASEAN 反テロ協定、ASEAN 犯罪人引渡し条約の締結。ASEAN 対テロ協定(ASEAN Convention on Counter Terrorism)は2007年の首脳会議で調印された。

③紛争防止：軍事関係者の交流などによる信頼醸成。防衛政策の透明性と理解促進。ASEAN 早期警戒システムの開発。ARF プロセスの強化、国境を超える問題(犯罪など)との戦い。ASEAN 兵器登録システムの確立。ASEAN 海洋安全保障協力。

④紛争解決：平和維持センターの活用。既存の紛争の平和的解決方式の強化。紛争の管理解決の共同研究。

⑤紛争後の平和構築：紛争地域への人道支援。紛争の起こった地域での人材育成と能力開発。ASEAN 人道的危機管理支援センター設立。インターコミューナルな緊張の緩和。

和解と平和の文化における協力。

(3) 社会文化共同体

社会文化共同体は、フィリピンが提案し、第二協和宣言に取り入れられたもので、ASEAN が政治、経済だけでなく、健康、教育、環境、生活の質、弱者など「人々 (people) の問題」も ASEAN が取り組んでいることを世界に示したいことが理由となっていた(注 13)。社会文化共同体は、3 つの共同体の中で最も進展が遅れている。アジェンダは、社会や教育問題の寄せ集めであり、具体的なプログラムやタイムテーブルが不明確である。その理由として、セベリーノ元 ASEAN 事務局長は、社会文化共同体で取り上げられているアジェンダの多くは、国内問題として対処する性格の問題であり、地域で対応すべきことと各国政府がみなしていないことを指摘している(注 14)。

社会文化共同体は、「調和がとれ人間中心の ASEAN における持続的な発展のために人的、文化的および自然資源を育成すること」をテーマとしている。経済成長は社会的不公平により脅かされ、社会的不公平は政

治的安定を損なうため、社会文化面の行動計画は経済と安全保障に密接に関連している。ASEAN の人的、自然および文化的資源は、経済成長のための資産である。社会文化共同体は、次の 4 つの戦略目標を持っている。

- ①思いやりのある社会の共同体構築：農村開発、貧困削減による恵まれない人々の生活向上。教育へのアクセス。子供、女性、高齢者、障害者の社会的リスクの削減。貧困問題、社会福祉への市民や民間部門の参加。女性と青年の労働力への参加。健康問題。HIV/AIDS および他の感染症の拡大防止。食料安全保障。災害に強い社会。薬物汚染のない ASEAN の 2015 年までの実現。科学技術。
- ②経済統合の社会的影響の管理：技術訓練機関のネットワークによる人材育成。政府の労働市場のモニター能力の強化。社会保護とリスク管理システム。
- ③環境保全：(環境管理) グローバルな環境問題への取り組み。国境を超える煙害の防止。クリーンでグリーンな ASEAN の確立。廃棄物

ゼロ。都市環境問題。環境政策、法制、標準とデータベースの調和。(自然資源管理)沿岸と海洋環境の管理。生物多様性の保全。水資源の維持管理。土地をベースとする資源の維持管理。森林資源の維持管理。環境と調和する鉱物資源管理。

- ④ASEAN アイデンティティの推進：教育、芸術やスポーツ交流などによる ASEAN 意識とアイデンティティの涵養。ASEAN の文化遺産の維持と促進。ASEAN の文明、文化、宗教の深い理解のための対話。国際社会における ASEAN の地位向上。

なお、2007 年の首脳会議で、思いやりがあり分かち合う一つの共同体に関する宣言に署名した。また、移住労働者の権利の保護と推進に関する ASEAN 宣言と、HIV と AIDS についての ASEAN 約束文書(Commitments)にも署名している。

おわりに

ASEAN 共同体の創設を 2015 年に 5 年前倒しする決定は唐突との印象

がある。3 つの共同体の中で最も先行している経済共同体は 5 年前倒しすることが織り込み済みだったが、安全保障共同体と社会文化共同体は具体像が煮詰まっておらず、実現に向けての措置の実施も遅れていたためである。ASEAN は、アジア通貨危機により経済だけでなく社会・政治危機に陥った時期に統合を加速するとの決定(ハノイ行動計画)を行ったことがある。域外では中国とインドの台頭と、域内ではシンガポールとともに統合を先導してきたタイのクーデターという危機意識から、統合を加速することにより求心力と影響力を強めることを意図したことが、前倒しを決定した背景にあると考えられる。

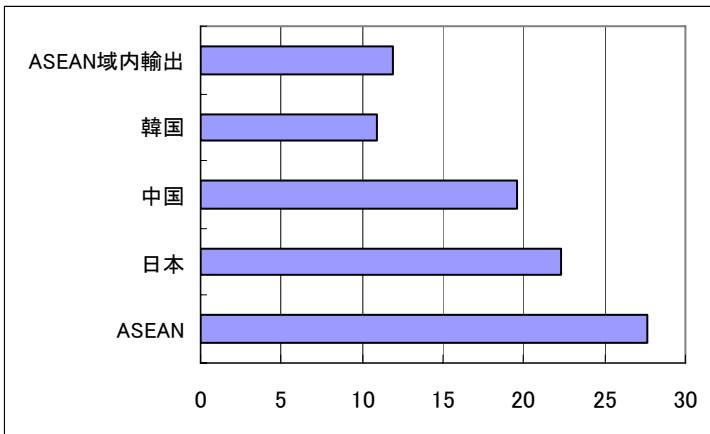
共同体を実現するためには、共同体に向けての首脳会議などでの決定事項を着実に実行して行かねばならない。そのためには、従来の意思決定方式を拘束的なものに変える必要がある。ASEAN 憲章が賢人会議の報告書に従って起草されれば決定が実効性に欠けるという ASEAN の欠陥は是正されてゆこう。

首脳会議が 1 カ月延期されたこと、

タクシン政権下で ASEAN のリーダー役を果たしていたタイのクーデター、日中関係の改善などから、東アジアの地域統合での ASEAN の役割は小さくなり、日中が主導権をとるという見方が出てきている。しかし、地域統合の実績では ASEAN が最も

先行していること、今後数年で ASEAN が国際機構として格段に強化されるであろうこと、東アジアの域内貿易でも ASEAN が最も重要なことなどから、ASEAN の重要性は不変とみるべきであろう(図 1)。

図 1 2005 年の東アジア域内輸出の国・地域シェア(%)



(出所) 国際貿易研究所「ITI 財別国際貿易マトリックス(2006年版)」
により作成

(注)

1. <http://www.aseansec.org/19236.htm> 2007年1月23日。本文中の2宣言以外の主な文書は、東アジアのエネルギー安全保障についてのセブ宣言、ASEANと中国のサービス貿易枠組み協定、ASEAN対テロ協定、看護サービスについての相互承認協定、優先分野統合枠組み(修正)協定、フランスおよび東チモールの東南アジア友好協力条約加盟に関する法律文書などである。
2. 宣言は、<http://www.aseansec.org/19261.htm> 2007年1月15日
3. 宣言は、<http://www.aseansec.org/19257.htm> 2007年1月15日。議長声明では、憲章起草は第11回と第12回の首脳会議で示された見解と方向性および賢人会議報告を基礎の一つとして行われるとしている。<http://www.aseansec.org/19280.htm> 2007年1月15日
4. 賢人会議は、ラモス元フィリピン大統領、アラタス元インドネシア外相、ムサ・ヒタム元マレーシア副首相などの有力者10名から構成されている。報告書は、<http://www.aseansec.org/19247.pdf> 2007年1月15日。
5. ASEAN Way については、黒柳米司「ASEAN Way 再考」(黒柳米司編著『アジア地域秩序とASEANの挑戦』15-37頁。
6. ASEAN 共同体創設に向けてのこれまでの動きについては、石川幸一「ASEAN 経済共同体形成の現状と課題」(亜細亜大学アジア研究所紀要 第33号所収、2007年3月)を参照。
7. 石川前掲論文の「枠組み協定」についての記述を、2007年1月に調印された「ASEAN 優先分野統合枠組み(修正)協定」<http://www.aseansec.org/19200>により修正・加筆した。
8. Rodolfo C. Severino, "Southeast Asia In Search of ASEAN Community" Singapore, Institute of Southeast Asian Studies, 2006 pp343-344
9. Rodolfo C. Severino, 前掲書 pp354-355
10. Rodolfo C. Severino, 前掲書 pp342-343
11. Rodolfo C. Severino, 前掲書 pp355-356
12. R. James Ferguson, "ASEAN Concord II : Policy Prosepects for Participant regional "Development", Contemporary Southeast Asia 26, no3 (2004), pp395-396
13. Rodolfo C. Severino 前掲書 pp368-369
14. Rodolfo C. Severino 前掲書 pp368